

# 評 議 員 ・ 役 員 等 報 酬 基 準

社会福祉法人ひこばえ福祉会

## 評議員・役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は社会福祉法人ひこばえ福祉会の定款8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員は、次の通りとする。

(ア) 評議員

(イ) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者。（以下、「外部理事」という。）

(ウ) 監事

(エ) 評議員選任解任委員、ただし法人と雇用契約を結んでいない者。（以下、「外部評議員選任解任委員」という。）

2、理事と評議員選任解任委員で法人と雇用契約を結んでいる者は、法人の賃金規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

(ア) 評議員については、評議員会

(イ) 理事については、理事会・評議員会

(ウ) 監事については、監事監査・理事会・評議員会

(エ) 評議員選任解任委員については、評議員選任解任委員会

(オ) 役員等が任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議、研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

(1) 評議員会に出席した評議員には、各年度の総額が定款第8条に定める年間5万円を超えない範囲で、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
評議員会へ出席1回につき	2,500円
理事会の要請により会議・研修会などに参加した場合1日につき	2,500円

(2) 理事会及び評議員会に出席した外部理事には、評議員会において定めた理事・監事の年間報酬総額5万円の範囲で、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
理事会及び評議委員会への出席1回につき	2,500円
法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合1回につき	2,500円

(3) 監事監査、理事会及び評議員会に出席した監事には、評議員会において定めた理事・監事の年間報酬総額5万円の範囲で、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
監事監査、理事会及び評議員会への出席1回につき	2,500円
法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合1回につき	2,500円

(4) 評議員選任解任委員会に出席した外部評議員選任解任委員には、以下の報酬を支給する。

支給条件	報酬額
評議員選任解任委員会への出席1回につき	2,500円
理事会の要請により会議・研修会などに参加した場合1日につき	2,500円

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて出張や外部の研修などに参加する場合は、第4条に定める報酬以外に、交通費、旅費（宿泊費含む）等の必要な経費の実費を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第6条 法人・施設運営のための業務にあたった都度、原則として現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第7条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附 則

この基準は、令和3年度定時評議員会において基準が採択された日より施行する。